

各 社会福祉法人代表者 様

南河内広域事務室広域福祉課長

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する  
運用上の取扱い、及び留意事項について（通知）

日頃より、福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省各局長及び各課長より下記のとおり通知がありましたのでお知らせ  
します。

つきましては、各法人におかれましては通知の趣旨及び内容について、ご理解いただき、適正な  
事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、下記1記載の通知文書のうち、①の3局長連名通知文書と②の4課長連名通知文書は同封して  
いますが、③④の新旧対照表と⑤の官報につきましては、お手数ですが大阪府地域福祉推進室指導監査  
課のホームページ（下記2記載）より、ダウンロード等していただきますようお願いいたします。

（発送日の時点ではまだ掲載されていませんが、近日中に掲載される予定です。）

記

1（通知文書）

<今回同封通知文>

① 平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号通知  
「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」<局長通知>

② 平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、老総発0331第4号通知  
「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」<課長通知>  
<大阪府ホームページ掲載予定分>

③ ①の新旧対照表

④ ②の新旧対照表

⑤ 社会福祉法人会計基準の改正についての官報「厚生労働省令第79号」

2（ホームページ）

・大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ（社会福祉法人等への通知文書等）  
[http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu\\_annai/tsuchibunsho.html](http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html)

〒584-0031

南河内広域事務室 広域福祉課

住 所：富田林市寿町2丁目6番1号  
南河内府民センタービル2階

TEL：0721-20-1199

FAX：0721-20-1202